

これまでの基本政策部会が出た意見

基本政策部会（第2回）（令和5年6月20日）資料4
（抜粋）

個別施策について

○(1)関連

- 子育て当事者や保育者、教育者が、こどもの権利と発達を理解し、こどもとの対話のあり方や、好奇心や探究心の育て方を学ぶ場を設けること。また、それを可能とする精神的・時間的余裕をもたらす支援を確保すること。
- こども大綱の整備にあたっては、こども自身の声を連続的・段階的に聴き取る仕組みの整備にも言及したい。具体的には、自治体レベルで既に設置されているこども当事者による団体、こども支援団体、こどもの権利擁護機関と連携しながら、国の施策に声を反映させていく仕組みの構築を検討していく必要がある。実際に行政サービスを利用する際にもこども若者の声を基に行政が支援を展開していくことが、こどもの権利擁護や意見表明機会の確保にとって非常に重要。
- すべてのこども若者が自らの意見を獲得するためには、学校や地域、特に家庭内で日常的に「声を出しやすい状況があり、出した声が尊重され、何らかの形で反映される」機会を増やす必要がある。中高生の多くが社会的な活動をする際に「大人の許可が必要だ」「活動を反対されたらどうしよう」といった不信感を抱いている様子を見た。こども若者を学校、地域、家庭で支える大人側の「意見を聴き、何らかのアクションを起こす姿勢」がこども若者の意見表明機会の確保するために重要。
- こどもが自らの意思を表明し、自己決定権を育て、周囲に影響を与えることを経験できるよう、こどもの権利について自らが学ぶ機会を、幼児期から保育や公教育課程の中で継続的に設けること。その際、自らの権利としての性とジェンダーについて学ぶ機会を公教育課程の中で確保し、性の搾取から自らの権利を守る教育を行うこと。同時に、みずからの権利でなく他者の権利も尊重し、合意形成を図る民主主義教育を、幼児期から保育・公教育の中で学ぶことを保障すること。
- こどもが意見を持つことができるようになるためには、「意見形成への支援」では不十分。乳幼児期から学童期、青年期を通じて、家庭や保育・教育の場の中で、こどもの考えやアイデア、好奇心、探究心を育てるように対話を図るなど、保育者、保護者、教育者が日常的にこどもとの関わり方を変えていく必要がある。大人の側がそのスキルを育てるためのトレーニングや情報提供の機会を設け、また人員や報酬を確保し、適切な保育・養育教育活動を支えることが、こども家庭庁の主導で成される必要がある。こうした取組が、不適切な保育や虐待や体罰、いじめの予防にも寄与する。

委員からの御意見

- こども施策の立案・決定・実施において、こどもの意見が聞かれ、かつ尊重されて「こども参加」が保障されることが重要。こどもの意見表明機会の確保及びこどもの意見の尊重については、形式的にこどもの意見を聴取するのではなく、こどもが効果的に参加できるよう、分かりやすい情報提供やフィードバックといった制度設計やこどもの意見形成支援が必要。また、多様な要因によって声を挙げにくいこどもの声を聴けるよう、地方自治体に条例に基づき設置されている、こどもの相談・救済機関の拡充を含めた制度設計も併せて検討されるべき。
- 声をあげられない・あげないこども若者の意見表明方法の議論が必要。第2次報告書の中に「声を挙げにくいこども・若者について十分な配慮が必要である」との記載があるがその具体的な方法について深掘りする必要がある。現在、すべてのこども若者が何かしらの表明できる「声(意見)」を持っているという前提で議論が進められているが、こども若者本人が自らの内在する「声(意見)」に気づいていない場合には、どのようにして意見を形成・表明させるかという視点も重要。
- こども自身が自分が権利主体であることを知るとともに、権利行使ができるよう、こどもの権利に関する啓発や教育が促進されるべき。
- 学校内でのこどもの権利の保障はもちろん、意見反映や参画の施策を進めていくことにも取り組んでほしい。
- こども、若者の声の反映、当事者の意見の反映方法を検討する必要があるのではないか。例えば、当事者や当事者OBが施策をチェックする仕組みを持っている国もある。

○(2)関連

- 子育て当事者が、支援をプッシュ式で、かつワンストップで得られる窓口を、全国で格差なく設ける、義務化が必要。
- 「出産前からのバース・ケアプラン」や、学生時代からの子育て体験プログラム・アンコンシャスバイアスの払拭の機会を学校教育に入れ込むことが重要。
- ライフステージに応じて切れ目なく対応するために、常にこどもの側にたち、権利の擁護と救済の窓口となる組織を地域に設けることを、全国で格差なく推進する、義務化が必要。
- 切れ目なく対応するだけでは弱い。今でも切れ目のない「メニュー」はあるにも関わらず、切れ目がある。切れ目が無くなるようにするには、仕組みや見える化が重要で且つ、アウトカムを出す必要がある。「子どもや若者のライフステージに応じて切れ目なく連携して対応していく事で、成果を出していく」や、「子どもや若者のライフステージに応じて切れ目なく連携して対応していき、それが見える化される」という形にする必要がある。
- 保育と教育の統合を目指すこと。DXを活用し、個々のこどもへの一貫した支援を可能にすることも目指す必要。
- 学童期、思春期に生活の大半を過ごす場所である学校の役割は極めて大きい。学校に福祉や保健、心理の専門性を定着させ、チームとして機能していけるような体制づくりを提案する。各学校に常勤のソーシャルワーカーを置き、在籍するすべての子どもについての、経済的、家庭的、医療福祉的問題を把握し継続的に対応してもらえば、学年が進み担任が変わっても、子どもに関する情報は学校ソーシャルワーカーが把握しているので抜け落ちることはなくなる。
- これからの多様な変革(日常生活の危機)に満ちた新しい時代に立ち向かい、社会の一成員としての「大人としての自覚」を紡ぎ、その知恵を体得し行動できる人間づくりが、これからの社会では必要とされると思われる。このため、発展段階に即し意図的計画的に危機遭遇場面をデザインした「各種危機体験型安全教育」の制度的実現を進める。この危機体験型安全教育では、様々な危機に関して幼児から高校・大学まで学ぶことができ、また保護者の体験教育も可能である。そこでは、今後増大すると見込まれる大量の流入外国人子弟も、日本の一成人として維持発展させるための安全安心生活ルールを共に学びあうことができる。諸外国では、すでに市民教育などのなかで体験施設を用い安全教育を体験的に行っている。なお、危機問題の諸相をつかみ対応策をはかるためにもコーホート調査等必要である。

○(3)関連

- 貧困家庭のこどもたちの環境で重点を置いて解決すべき点が3つある。
 - ①経済的な面で、親が働けなかったり、ひとり親家庭で親が正規雇用などで働くことが難しかったりすることから、将来の職業を考えるとときに、選択肢が少ない。こどもが学校に行きながら自分の家庭の生計を立てている場合も少なくない。経済的な支援があれば、貧困家庭のこどもたちも自分の学びたいことを学べたり、自分の将来のことを考えられたりするようになるのではないか。
 - ②情報格差があり、社会にある支援を知らないこどもたちがたくさんいる。学校で必要な支援を学べるわけでもなく、調べるといふことも考えられずに目の前の生活をするに精一杯のこどもたちに、必要な情報を届けなければいけないのではないか。
 - ③相談する場所が身近にない、あったとしてもどこに相談すれば分からず、うまく支援にたどりつけないことがある。1つでも相談できる場所があれば、より早く支援にたどりつけ、1人で抱え込むこどもも少なくなるのではないか。
- 貧困家庭といっても、困りごとの内容や支援方法は様々。大勢を救う支援や制度は必要だと考えるが、1人1人の困りごと、必要な支援の内容、程度はそれぞれで違うので、1人1人の背景を見てほしい。
- 「こどもや若者が全国どこにいても必要な支援が受けられる環境」については、支援だけでなく教育も入れ、こどもを主体として「全国どこにいてもこどもや若者が望む教育や支援が受けられる環境」とした表現がいいのではないか。
- 格差解消には保育と公教育の充実が欠かせない。すべてのこどもが等しく、良質な保育と公教育を無料に近い形で享受できることが重要で、すべての自治体に、その受け皿の整備を義務付けることを検討すべき。表出した課題への対応という行政側の視点ではなく、こどもの権利擁護の視点から格差解消を捉えることが必要。また、受験競争の加熱によって教育虐待と呼ばれるこどもの権利侵害が起きている現状も踏まえ、公教育の充実により、公教育のみで十二分に選抜ができる大学入試のあり方を検討することが必要。
- 少子化であることから保育者や教員の増員が図られにくいため、保育や教育現場の時間的精神的な余裕がなくなり、不適切な保育養育教育活動が増加している可能性についても検証と改善が必要である。
- 特定世代のこども・若者が深刻な影響を受けた問題という、よりマクロ的な部分に踏み込むこともあり得るように思う。例えば、コロナ下での学校生活でこどもが被った影響や「氷河期世代」の問題など。将来的な他の大きな災害や経済社会の環境変化の可能性も含めて考えれば、そうしたリスクが生じた世代のこども・若者の状態を注視し、サポートの必要性をいち早く判断することも重要。
- 少子化が30年以上に渡り継続することにより、この過程で生まれ育ったこどもたちの発達への影響を検証する必要もある。社会的に少数者であることにより、発育に必要な自由な遊び場の減少。失敗の機会損失と、受験競争の激化、自発性や意見尊重の機会の損失の可能性。

○(4)関連

- 小学校低学年から段階に応じて、児童生徒たちに性教育を実施すべき。結婚や子育ては、他ならない「性」に関わる、人生の大事業。性的に傷つくことで、結婚、妊娠、子育てを体験していく際にも、通常よりも多くの困難や苦悩を伴うこととなり、虐待や墜落分娩などに繋がる場合もある。将来に渡って大変な影響を与え、人生そのものを変えてしまいかねない。性教育なしに、若者に対して結婚・妊娠を強く勧めるのでは、あたかも若者を「子どもを産む機械」とでも見なしているのではないかと勘繰られてしまう。
- 家族の在り方の多様化を認めていく動きをしてほしい。選択的夫婦別姓、事実婚、結婚をしないで子どもが生まれた際の保障、同性婚、パートナーを持たずに子どもをもつこと、養子縁組など。
- 出産・子育てしやすいように「産婦人科・小児科」に対する支援を行う。①妊娠前・妊娠期・出産を支援する医療機関としての「産婦人科」の経営を支える仕組みを用意する必要がある。②子育て期を支援する「小児科」の経営を支える仕組みを用意する必要がある。
- リプロダクティブ・ヘルス(ライツ)という視点が必要。①「こども家庭センター」で「リプロダクティブ・ヘルス」に関する学びの機会を用意する。②「こども家庭センター」に「助産師」を配置し、身近な地域において、学校などに派遣して小学生から大学生までの一貫したリプロダクティブ・ヘルスについての学びを継続的に受けられるようにすると共に、妊娠前から妊娠期のサポートを受けられるようにする。また、出産後のケアについても継続して担当していただく。

○(5)関連

- 行政部内のデータ連携について検討する際には、標準的なデータ連携のモデルを示すことで、各自治体における作業が進みやすい仕組みをこども家庭庁として用意する必要がある。数値データだけではなく、自然言語などのデータについてもデータ連携の対象として意識しておく必要がある。「児童相談所」と「こども家庭センター」、「保育所・学校」と「こども家庭センター」とのデータ連携は特に早く実現する必要がある。

○EBPMについて

- エビデンスや研究成果を考える以上に、そもそも根拠を示せる(生み出せる)仕組み作りにも目を向けても良いのではないかと。
- 意見を述べることができ、それを施策に反映させ、フィードバックすることに加え、実施された施策に対する「評価」に関わることができる視点が入っているとよい。
- 支援策が本当に必要な当事者に届いているのかを確認できるようなルール作りがあるといいのではないかと。
- こども施策の効果をエビデンスに基づき推進するため、短期的・中期的の両面において、その効果を点検・評価・公表することの必要性については、2次報告書にも言及されているところであり賛成。ただし、こどもの施策については、国際的には「こどもの権利影響評価」として、こどもに影響を及ぼす全ての法律、施策、予算配分等において子どもの「最善の利益」が優先的に考慮されているかという観点から事前評価により予測し、継続的プロセスにより事後評価して検証することが推奨されているところ、こども大綱においても「こどもの権利影響評価」を取り入れるべきである。こどもに直接または間接に影響を及ぼすこどもの施策の多くは、地方自治体によって実施されること、国・地方自治体が、民間団体の知見も得ながら、互いに協力して「こどもの権利影響評価」の具体的指標を策定し、こどもの権利保障をモニタリングする仕組みを構築するべきである。
- こども家庭審議会を活用する、あるいはこどもコミッショナー、オンブズマンなど第三者機関の創設を検討することが必要。その際評価の基準は、支援相談件数の増加等の行政側の指標ではなく、受益者の満足度で測られることが重要で、その検証結果をもとに、こども施策を迅速に改善することは国の責務であることを明示する必要がある。

○早期対応と迅速性

- 施策について、総合性だけでなく、早期対応と迅速性にも留意すべき。こども・若者の問題を、その萌芽段階からいち早く学校が察知し、専門機関とともに問題解決を図るという対応は問題の深刻化を防止する上で有効。また、有効だと思われる施策はできるだけ迅速に実施すべき。

基本政策部会（第4回）（令和5年7月13日）資料2
基本政策部会（第5回）（令和5年7月25日）資料3

これまでの基本政策部会での委員からの御意見(個別具体の施策関係)

※委員からいただいた御意見を、なるべく原文に近い形でまとめたもの。

委員からの御意見

①幼児期まで

- 幼児期の教育の重要性と、格差を埋める公教育の充実の必要性を鑑み、「保育と教育の統合と義務教育年齢の引き下げについて前向きに検討すること」も、目指すべき社会像に加える必要がある。
- 保育と教育の統合を目指すこと、DXを活用し個々のこどもへの一貫した支援を可能にすることを目指す必要がある。

②学童期

- 第二次報告書には、教育や保育についての言及が乏しく、特に、質の高い保育と公教育は、格差を埋める意味でも、その充実が欠かせない要素である。
- 現代的な課題として、こどもがSNS等インターネットとの向き合い方を学ぶことの重要性も、目指すべき社会像に含まれるべき。
- 学童期、思春期に生活の大半を過ごす場所である学校の役割は極めて大きい。学校に福祉や保健、心理の専門性を定着させ、チームとして機能していけるような体制づくりを提案する。各学校に常勤のソーシャルワーカーを置き、在籍するすべての子どもについての、経済的、家庭的、医療福祉的問題を把握し継続的に対応してもらえば、学年が進み担任が変わっても、子どもに関する情報は学校ソーシャルワーカーが把握しているので抜け落ちることはなくなる。
- 小学校低学年から段階に応じて、児童生徒たちに性教育を実施すべき。結婚や子育ては、他ならない「性」に関わる、人生の大事業。性的に傷つくことで、結婚、妊娠、子育てを体験していく際にも、通常よりも多くの困難や苦悩を伴うこととなり、虐待や墜落分娩などに繋がる場合もある。将来に渡って大変な影響を与え、人生そのものを変えてしまいかねない。性教育なしに、若者に対して結婚・妊娠を強く勧めるのでは、あたかも若者を「子どもを産む機械」とでも見なしているのではないかと勘繰られてしまう。

③思春期

- 今回ライフステージということを挙げていただいたのはとてもよいが、ライフステージの中にある思春期というのは、そもそも身体的に性ホルモンが分泌を始めるということが思春期の始まりになる。人が性的な存在になっていくというのが生物学的・医学的に思春期の始まりであるため、性をどういうふうに受け止めて、これからの思春期、青年期、そして妊娠・出産、子育てを生きていくかというところに入るということを見逃すことができないと考える。「基本的な方針」に、性に関して正しく理解し自尊心を持ってやっていけるように、こども・若者が知る機会や場を充実していくという言葉を入れていただいたが、これでは足りない。性についてこども・若者が知る機会や場、誰がそれをつくって、誰が充実していくのかということをもっと国がバックアップしなければいけないし、幼児期、学童期からちょっとずつ教えていかなければ、その発達段階に応じて、自分を守ること、そして自分や相手の性を知ることができていかなければいけないので、学校を抜きにして考えられないと思うので、それはもう少し言葉を強めていただきたい。

④青年期

- 現代のこども若者の生活の質を向上させることは、次代のこども若者のより良い生活に大きく寄与すると考えられる。周囲を見ると、身近な子育て当事者が苦しい思いをしていることや、大学で奨学金や学費を意識するようになり、金銭面的に子育てに希望を持たなくなったことなど、さまざま理由から結婚や子育てを意識しない人がいる。また、将来に希望を持つ前に、現在の状況に苦難している学生も多く見受けられ、共通して、今の生活が不安定で、こども若者としての権利が十分に保障されていない状態にあり、金銭的支援や物的支援についても具体的な議論を行う必要がある。
- 女性主導の確実な避妊法、望まぬ妊娠への対応としての安全な中絶方法へのアクセスを早急に確保する必要がある。
- 特定世代のこども・若者が深刻な影響を受けた問題という、よりマクロ的な部分に踏み込むこともあり得るように思う。例えば、コロナ下での学校生活でこどもが被った影響や「氷河期世代」の問題など。将来的な他の大きな災害や経済社会の環境変化の可能性も含めて考えれば、そうしたリスクが生じた世代のこども・若者の状態を注視し、サポートの必要性をいち早く判断することも重要。
- 家族の在り方の多様化を認めていく動きをしてほしい。選択的夫婦別姓、事実婚、結婚をしないで子どもが生まれた際の保障、同性婚、パートナーを持たずに子どもをもつこと、養子縁組など。

④青年期

- 特定世代のこども・若者が深刻な影響を受けた問題という、よりマクロ的な部分に踏み込むこともあり得るように思う。例えば、コロナ下での学校生活でこどもが被った影響や「氷河期世代」の問題など。将来的な他の大きな災害や経済社会の環境変化の可能性も含めて考えれば、そうしたリスクが生じた世代のこども・若者の状態を注視し、サポートの必要性をいち早く判断することも重要。出産・子育てしやすいように「産婦人科・小児科」に対する支援を行う。①妊娠前・妊娠期・出産を支援する医療機関としての「産婦人科」の経営を支える仕組みを用意する必要がある。②子育て期を支援する「小児科」の経営を支える仕組みを用意する必要がある。
- リプロダクティブ・ヘルス(ライツ)という視点が必要。①「こども家庭センター」で「リプロダクティブ・ヘルス」に関する学びの機会を用意する。②「こども家庭センター」に「助産師」を配置し、身近な地域において、学校などに派遣して小学生から大学生までの一貫したリプロダクティブ・ヘルスについての学びを継続的に受けられるようにすると共に、妊娠前から妊娠期のサポートを受けられるようにする。また、出産後のケアについても継続して担当していただく。
- 「基本的な施策」でライフステージのそれぞれの段階を表している。今まで議論にあったことは確かだが、妊娠期と胎児期、お母さんの体の中に、つまりお母さんが身1つの状態、2つになる前の状態の時期は、今回のこども大綱にとってはとても大事な時期と考える。3つの大綱を一本化するということの象徴として、また、こどもと親との関係を具体的に明示するということの象徴として、とても大事。どう書くのかというのは、簡単ではないが、これは取り組むべきことであると考え。
- 子育て期について、先ほど全員が子育て期を迎えるわけではなく、個人の自由という話があったが、個人の人生に関わることを文章化していくに当たって、非常にセンシティブな部分でもあるので、非常に慎重な配慮が必要。例えば青年期の子育て支援など、発達段階に応じた表現に貫かれたほうが誤解がないのではないかと。
- 働くことや、誰と家族になること、親になることの希望を持つという表現の仕方はすごくすてきだなと思いつつ、多様な家族を受け入れていくとか、認めていくみたいなところをこの辺りにしっかりと書いてもらえると、よりこの後の結婚とかということも、本当はパートナーシップとかというふうに書いてもらったほうがいいのかと思うが、その意図する部分が分かりやすくなると思った。

④青年期

- 子育て、性に関して知る機会をといるところは、現代の子育てや働くという現状自体リアルに知らない学生はすごく多いなと思うので、単純に文字情報で知るということではなく、リアルに学ぶとか知る機会と書いてほしい。また、子育てや性というところだけではなく、現在の多様な家族、子育て、共働き、共育についてリアルに学ぶ、体験する機会とかというような形で、しっかり今、分かれていない部分がちゃんと分かるようにというところを書いてもらえると次につながっていくのかなと感じた。
- 多様な家族の形を尊重するというのを入れるというのは非常によいと思う。家族の形だけではなく、価値観を尊重するというのも併せて入れるとより良い。7ページなどを見て、若者に本当に結婚、出産、こども選択してほしいのだなという思いが非常にあふれ過ぎているのではないかなと感じた。これを見て、すごく産ませたいのだなというのを率直に感じてしまった。どんな選択をしたとしても生きることができるというのが、結婚するしないにかかわらずというところを真ん中に据えるべき。働くことや、誰かと家族になること、親になること、夢や希望を持つことみたいなのは、働くことというのがここに入るのが違和感。働くことというのは独立してもいいのかと思う。結婚する、出産するにかかわらずに、自分の望む人生を選択できるということをご真ん中に据えて考えてほしい。
- 先ほど結婚のところが多様な形を尊重するということを申し上げた。それと関わって、この中に独り親世帯の話が出てこないのです。これは重大な欠落だと思う。むしろ結婚することはいいことだけではなくて、離婚をしても、あるいは独り親になっても、きちんとこどもと家族が守られるということを明示すべきだ。それがないと、これは重要な政策的な領域を欠落させたものになるかと思う。
- 基本的に少子化対策で大事なことは、幅広い人が希望するライフステージ、ライフコースを選べることだと思う。それは働く、結婚したい方がする、こどもを持ちたい方が持てると。そのような表現がなされていることが大事かと思ひまして、誤解されているかと思ったことが1点あるのは、政府の既存調査を見ると、若者の9割の方は結婚したいと言っているのである。そう考えると、したいという主体的な希望をまずかなえることが大事だと思う。その上で、ある程度多様性に配慮する、その文言がどこかにしっかり入っていることが大事かなと思う。

⑤各ライフステージに共通する事項等

- 様々な子ども・子育て支援メニューが生み出されているが、必要とするすべての子ども・子育て家庭がアプローチすることを前提とした量的な整備が行われているわけではない。ニーズを持った子ども・子育て家庭が実際にアクセスできる拠点があるかなど、量的確保と共に、面的な充足度を視野に入れ整備計画が求められる。
- 先進各国では、人口減少に伴い貴重な人的資源である国民の教育に積極的な投資を行っている。子どもも大人も教育を受ける機会を拡大するための費用は国が負うという基本方針を明確に打ち出す必要がある。
- 「こども」が従来の「子供」や「子ども」と異なり、「若者」を包含した定義であるということについても、さらなる啓発や情報発信の工夫が求められる。
- 現場で柔軟にいくつかの制度を活用しながら多職種多機関で機能的な取組をしてゆく力を養うための実務家研修もますます必要になる。
- 子育て当事者や保育者、教育者が、こどもの権利と発達を理解し、こどもとの対話のあり方や、好奇心や探究心の育て方を学ぶ場を設けること。また、それを可能とする精神的時間的余裕をもたらす支援を確保すること。
- すべてのこども若者が自らの意見を獲得するためには、学校や地域、特に家庭内で日常的に「声を出しやすい状況があり、出した声が尊重され、何らかの形で反映される」機会を増やす必要がある。中高生の多くが社会的な活動をする際に「大人の許可が必要だ」「活動を反対されたらどうしよう」といった不信感を抱いている様子を見た。こども若者を学校、地域、家庭で支える大人側の「意見を聴き、何らかのアクションを起こす姿勢」がこども若者の意見表明機会の確保するために重要。
- こどもが自らの意思を表明し、自己決定権を育て、周囲に影響を与えることを経験できるよう、こどもの権利について自らが学ぶ機会を、幼児期から保育や公教育課程の中で継続的に設けること。その際、自らの権利としての性とジェンダーについて学ぶ機会を公教育課程の中で確保し、性の搾取から自らの権利を守る教育を行うこと。同時に、みずからの権利でなく他者の権利も尊重し、合意形成を図る民主主義教育を、幼児期から保育・公教育の中で学ぶことを保障すること。

⑤各ライフステージに共通する事項等

- こどもが意見を持つことができるようになるためには、「意見形成への支援」では不十分。乳幼児期から学童期、青年期を通じて、家庭や保育・教育の場の中で、こどもの考えやアイデア、好奇心、探究心を育てるように対話を図るなど、保育者、保護者、教育者が日常的にこどもとの関わり方を変えていく必要がある。大人の側がそのスキルを育てるためのトレーニングや情報提供の機会を設け、また人員や報酬を確保し、適切な保育養育教育活動を支えることが、こども家庭庁の主導で成される必要がある。こうした取組が、不適切な保育や虐待や体罰、いじめの予防にも寄与する。
- こども自身が自分が権利主体であることを知るとともに、権利行使ができるよう、こどもの権利に関する啓発や教育が促進されるべき。
- 子育て当事者が、支援をプッシュ式で、かつワンストップで得られる窓口を、全国で格差なく設ける、義務化が必要。
- 「出産前からのバース・ケアプラン」や、学生時代からの子育て体験プログラム・アンコンシャスバイアスの払拭の機会を学校教育に入れ込むことが重要。
- ライフステージに応じて切れ目なく対応するために、常にこどもの側にたち、権利の擁護と救済の窓口となる組織を地域に設けることを、全国で格差なく推進する、義務化が必要。
- 切れ目なく対応するだけでは弱い。今でも切れ目のない「メニュー」はあるにも関わらず、切れ目がある。切れ目が無くなるようにするには、仕組みや見える化が重要で且つ、アウトカムを出す必要がある。「子どもや若者のライフステージに応じて切れ目なく連携して対応していく事で、成果を出していく」や、「子どもや若者のライフステージに応じて切れ目なく連携して対応していき、それが見える化される」という形にする必要がある。
- これからの多様な変革(日常生活の危機)に満ちた新しい時代に立ち向かい、社会の一成員としての「大人としての自覚」を紡ぎ、その知恵を体得し行動できる人間づくりが、これからの社会では必要とされると思われる。このため、発展段階に即し意図的計画的に危機遭遇場面をデザインした「各種危機体験型安全教育」の制度的実現を進める。この危機体験型安全教育では、様々な危機に関して幼児から高校・大学まで学ぶことができ、また保護者の体験教育も可能である。そこでは、今後増大すると見込まれる大量の流入外国人子弟も、日本の一成人として維持発展させるための安全安心生活ルールを共に学びあうことができる。諸外国では、すでに市民教育などのなかで体験施設を用い安全教育を体験的に行っている。なお、危機問題の諸相をつかみ対応策をはかるためにもコーホート調査等必要である。

⑤各ライフステージに共通する事項等

- 貧困家庭のこどもたちの環境で重点を置いて解決すべき点が3つある。
 - ①経済的な面で、親が働けなかったり、ひとり親家庭で親が正規雇用などで働くことが難しかったりすることから、将来の職業を考えると、選択肢が少ない。こどもが学校に行きながら自分の家庭の生計を立てている場合も少なくない。経済的な支援があれば、貧困家庭のこどもたちも自分の学びたいことを学べたり、自分の将来のことを考えられたりするようになるのではないか。
 - ②情報格差があり、社会にある支援を知らないこどもたちがたくさんいる。学校で必要な支援を学べるわけでもなく、調べるといっても考えられずに目の前の生活をするに精一杯のこどもたちに、必要な情報を届けなければいけないのではないか。
 - ③相談する場所が身近にない、あったとしてもどこに相談すれば分からず、うまく支援にたどりつけないことがある。1つでも相談できる場所があれば、より早く支援にたどりつけ、1人で抱え込むこどもも少なくなるのではないか。
- 貧困家庭といっても、困りごとの内容や支援方法は様々。大勢を救う支援や制度は必要だと考えるが、1人1人の困りごと、必要な支援の内容、程度はそれぞれで違うので、1人1人の背景を見てほしい。
- 「こどもや若者が全国どこにいても必要な支援が受けられる環境」については、支援だけでなく教育も入れ、こどもを主体として「全国どこにいてもこどもや若者が望む教育や支援が受けられる環境」とした表現がいいのではないか。
- 格差解消には保育と公教育の充実が欠かせない。すべてのこどもが等しく、良質な保育と公教育を無料に近い形で享受できることが重要で、すべての自治体に、その受け皿の整備を義務付けることを検討すべき。表出した課題への対応という行政側の視点ではなく、こどもの権利擁護の視点から格差解消を捉えることが必要。また、受験競争の加熱によって教育虐待と呼ばれるこどもの権利侵害が起きている現状も踏まえ、公教育の充実により、公教育のみで十二分に選抜ができる大学入試のあり方を検討することが必要。
- 少子化であることから保育者や教員の増員が図られにくいため、保育や教育現場の時間的精神的な余裕がなくなり、不適切な保育養育教育活動が増加している可能性についても検証と改善が必要である。

⑤各ライフステージに共通する事項等

- 少子化が30年以上に渡り継続することにより、この過程で生まれ育ったこどもたちの発達への影響を検証する必要もある。社会的に少数者であることにより、発育に必要な自由な遊び場の減少。失敗の機会損失と、受験競争の激化、自発性や意見尊重の機会の損失の可能性。
- 行政部内のデータ連携について検討する際には、標準的なデータ連携のモデルを示すことで、各自治体における作業が進みやすい仕組みをこども家庭庁として用意する必要がある。数値データだけではなく、自然言語などのデータについてもデータ連携の対象として意識しておく必要がある。「児童相談所」と「こども家庭センター」、「保育所・学校」と「こども家庭センター」とのデータ連携は特に早く実現する必要がある。
- 特に障害のあるお子さん方とか発達に御不安な家庭で言うと、例えば未就学も含めて数がかかなり多いものがあり、発達支援という意味では、必要以上に分けて捉えていくような形になってしまうと、線引きのように見えてしまう可能性が懸念される。
- 貧困の課題を解決するとき、それぞれの時期、幼児期とか学童期とかで分けて考えるのは少し難しいので、背景で分けて考えるのはどうか。確かに貧困の問題の中でも、18歳以降の人が支援が途切れてしまうなどの観点から、18歳以降が取り残されがちという意見はたくさん聞く。実際に大学生が、大学生になったら働けるという風潮があると思うから、そこで取り残される人たちもたくさんいる。実際に、自分で働くしかすべを持っていなくて、自分の学費や生活費、妹、弟がいればその子たちも支えながら、バイトや家事、自分のやりたいことを両立している人がたくさんいて、その学生たちが、いつ体調を崩すのか分からないみたいな人がたくさんいる。そういった支援の充実にはこれからも取り組んでほしい。けれども、ライフステージの中でもそれぞれいろいろな背景があって、様々な課題感があると思っていて、親がいない家庭だったり、独り親の家庭、障害者家庭、親がいないけれどもきょうだいがいる家庭とか、それぞれの背景によって取り残されやすい人たちがいる。そういった取り残されやすい人たちを取り残さないためにも、それぞれのニーズに合わせた背景に合わせて支援を考えていく、施策を考えていくほうが、一人でも多くそういったこどもたちを救うためには、背景で分けていったほうが一番いいかと思う。

⑤各ライフステージに共通する事項等

- 成人期への移行期に対するこども・若者政策は非常に重要だと考えているが、この中で、もともとこども・若者参画政策というのは権利として重要であるということとともに、大人になることへの困難性を早い段階で参画をして自己決定や自立したこども・若者を育てていくという視点もあったのではないかなと思っている。その意味では、成人期への移行期の政策の部分が支援にとどまっていて、むしろその政策の中でも参画や自立していくような、要するに積極的なシチズンシップを持ったこども・若者を育てていくというような視点も必要ではないかと思う。

その他

委員からの御意見

●ライフステージを通じた重要事項

- 読書活動について、読書の効果を示すだけでなく、こどもたちは今、読書離れが進む中で、読書好きを育てるヒントや、どういったことを地域とかで取り組んでいったらいいのかも具体的に示すことが大事になってくる。(第5回青木委員)
- こどもの読書離れが進むなか、読書の教育的な効果を示すことに加え、「読書好きを育てるヒント」(本を持ち歩く、同じ本を繰り返し読む、ジャンルを問わず読むなど)や「家庭・地域・学校でできること」(子供と一緒に本を読む、読みきかせ、読書を通じて感じたこと考えたことを話すなど)など、読書活動を推進するために必要な具体的な取組についても示していくことが大切であると考えます。(第5回青木委員)

●こどもの誕生前から幼児期まで

- (略)保育のことを丁寧にやる必要がある。保育所だけではなくて、認定こども園、幼稚園も含めてやっていく。ただ、その時期になってくると、親は所得を向上するというをどこかでイメージしなければいけないので、そうなってくると、現金給付よりも所得控除の仕組みのほうが経済活動として適切なのではないか。その間のこどもの生活を考えると、保育所、認定こども園、幼稚園で育てていく。夕方、親が迎えに来てくれるということになってくると、幼児期までの育ち部会において、保育所での子ども食堂などをやったらどうかという議論があって、保育所の多機能化がある、地域と結びついていくことができるといいと考える。部会では、保育の本来事業ではないから使っては駄目という話が出ていたが、それをもう少し使いやすくしたらどうだろうかとか、訪問型保育という話も出てきていた。こういうことももう少し活用していいのでは。(第5回新保委員)

委員からの御意見

- やはり幼児期の虐待死ということに強い問題意識を持っている。令和2年度に発生したこどもの虐待死亡事例は66例で77人、心中以外の虐待死が49人ということで、実に1週間に1人のこどもが命を落としている。そのうち65%がゼロ歳の赤ちゃんで、救える命はなかったのか、真剣に向き合わなければいけない。具体的にいうと、チャイルド・デス・レビューについて記載してほしい。予防のためのこどもの死亡検証ということも既に始まっていると思うが、やはり複数の機関が連携して、なぜそのように命を落とすようなことが起きてしまったのか、既往歴とか家族背景、死に至る直接の経緯、いろいろな観点から予防の検証ということも行っていくべき。(第4回木田委員)
 - 幼児期は虐待の頻出期でもあり、保護者の負担感も多い時期。こどもの発達や子育て、関わり方に対する知識が必要。それはこどもが誕生する前から、父母共に継続的に行われる必要がある。虐待を禁止する法律はあっても、それに代わって、どう関わったらいいのかという知識が不足しているという部分は、保護者の皆さんと接していても強く感じる。こどもDXで、様々なデジタル支援をすると思うが、その中でぜひこどもの意思を尊重する関わり方だったり、こどもに選択肢を与えたり、参画するという機会を日常の関わりの中でどのように織り込んでいけばいいのかということを、保護者支援の中でもぜひ知識の提供という形で取り入れていただきたい。例えば、ペアレントトレーニングを全ての保護者の皆さんが受けられるような、そういった知識を得るといような手法もあるかと思うので、ぜひ検討いただきたい。(第4回岸田委員)
- 学童期・思春期
- いじめ被害が深刻化し、重大事態にあたる事例も高止まり傾向が続く。これは大人が、過去の事例の中にある「教訓」を学びとれていないということを示しているとも言える。過去の事例には、いじめの起きやすい場面や、集団の環境、深刻化しやすい要因、SOSの発せられ方の傾向、教員が避けるべき態度など、学びとるべき「教訓」は多く見られる。そうした事項を抽出し、教員への研修に活かすなど習得を促す施策が必要である。(第5回岸田委員)

委員からの御意見

●学童期・思春期

- いじめ被害が深刻化し、重大事態にあたる事例も高止まり傾向が続く。これは大人が、過去の事例の中にある「教訓」を学びとれていないことを示しているとも言える。過去の事例には、いじめの起きやすい場面や、集団の環境、深刻化しやすい要因、SOSの発せられ方の傾向、教員が避けるべき態度など、学びとるべき「教訓」は多く見られる。そうした事項を抽出し、教員への研修に活かすなど習得を促す施策が必要である。(第5回岸田委員)

●こども施策の共通の基盤となる取組

- 分権でありますし、地域で様々な状況は違いますが、国がいろいろ予算を措置したりしても、それは交付金のような形や事業のような形だと、実際にやるかやらないかは地方自治体の判断になってしまいます。これはこれで分権上しようがないのですが、ただ、こどものために配分された予算が別目的のところに使われるということはよくある話だろうと思いますので、自治体の住民が、自分たちの地域はほかの地域と比べてどうなのだろうか、こども施策はどうなのだろうかというのを評価できるようにしておかなければいけないと思いますので、自治体がこういう調査に応じてくれる、こういうデータを集めることは難しいので、こども家庭庁のほうに、自治体の政策に関する調査、データ収集の権限があったほうが良いのではないかと思います。そういうデータを集めて、分権社会ですからこうしろとまでは言えませんが、この地域はほかの地域に比べてこういう施策が充実しているか、していないかということが市民も分かるような形にできるように、データ収集するような権限があってもいいのではないかと思います。(第3回駒村委員)
- こども権利条約及びこども基本法が示す原則について、こどもと関わる全ての大人が深く理解し、こどもとの対話や関わりを通じて、自己選択や自己決定の機会作り、好奇心や探究心を育てるよう、こどもとの向き合い方の知識やスキルを習得することが重要になる。 保育士や教員等の養成課程、資格取得時、保育や教育の指針、研修の機会等で、その機会の確保が必要となる。これらは、不適切な保育や、体罰等の行きすぎた指導の予防につながるものであり、実施状況については保護者アンケートの公表等でも確認されることが望ましい。また、国・自治体には、人員の確保等により、精神的時間的に余裕のある、落ち着いた保育・教育環境作りが求められる。(第5回岸田委員)